東日本経友会通信 2022年12月号

技能実習生に対する健康診断の実施方法

外国人技能実習生を受け入れている実習実施者は、労働安全衛生法第66条に基づき、雇入れ時及び一定期間ごとに、医師による健康診断を技能実習生 に受診させなければなりません。健康診断を実施しないと違法になります。(罰則50万以下の罰金)

1. 健康診断の対象者

健康診断の対象者は、正社員、1年以上の契約期間がある契約社員、週所定労働時間の4分の3以上労働する契約社員、パート労働者です。**したがい** 技能実習生も対象です。

2. 健康診断の種類

① 雇入れ時健康診断 ②定期健康診断 ③特殊健康診断(有害業務に従事する場合)

・雇入れ時健康診断

技能実習生は、配属される前後3か月以内に健康診断を受診する必要があります。 母国で健康診断を受けていても、日本の医療機関で受ける必要があります。(当組合では入国後の**集合研修時に雇入れ時健康診断を実施**しています)

・定期健康診断

技能実習生の場合は、日本で初めて暮らす人が多く、母国との気候の違いや慣れない食生活などが原因で身体に変調を来すことがあります。技能実習生は若者が多く、 母国ではそれほど健康に気を付けて生活してこなかった人も多いことから、健康に 関する自己管理の意識もあまり高くありません。したがって定期健康診断はとても 重要になってきます。

定期健康診断は、1年以内ごとに1回、定期的に実施します。**時間の長短を問わず、深夜労働(22時~5時)に従事する場合は6ヶ月以内ごとに 1回の健康診断が必要です。**技能実習生は雇入れ時健康診断を受診した後、1年以内に必ず健康診断を受診しなければなりません。毎年全社員を対象に健康診断を実施している場合は、その時に技能実習生も受診させることがよいでしょう。

・特殊健康診断

有害業務を行わせる場合、一定期間ごとに実施します。

特殊健康診断が必要な業務は以下の通りです。

①有機溶剤業務 ②特定科学物質製造、取扱業務 ③粉塵作業

3. 検査項目

健康診断では最低実施しなければならない検査項目が11項目あります。

①既往症及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、 腹囲、視力、聴力の検査 ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査(血色素量及び赤血球数) ⑦肝機能検査(GOT、GPT、 γ GTP) ⑧血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清ト リグリセライド) ⑨血糖検査 ⑩尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) ⑪心電図検査

以上が最低限の検査項目なので、必ず以上の項目は受けてもらいましょう。

4. 最後に

健康診断の結果は本人に通知すると同時に、実施結果に異常の所見が認められた場合は、健康を保持するための必要な措置について医師の意見を聞かなければなりません。

実習実施者の皆様には、技能実習生が3年間健康的な実習生活が送れるよう、必ず定期的な健康診断の実施をお願いします。

外国で暮らす技能実習生は、仕事や生活でストレスを感じています。実習実施者はストレス チェックを行い(労働者数 5 0 人未満は努力義務)、ストレスを軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。